

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月26日(金)14時00分から15時00分

2. 開催場所 向島公民館2階 大研修室

3. 出席委員 16人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智	6番	—————	7番 上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	—————	11番 中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番 原 弘子
	15番	—————	16番	高橋 泰登	17番 八津川 和司
	18番	檜原 生夫			

欠席委員 3人

6番	安井 常人	10番	村上 正	15番	片山 博
----	-------	-----	------	-----	------

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)

江良 宗人	中司 邦弘	笠井 博志	浅野 訓	—————	杉谷 智章
上 清五郎	石本 徳栄	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
—————	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

審議事項(3) 尾道市農地利用最適化推進委員の辞任について

第3 議案(報告事項)

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について

報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する取消しについて

報告第15号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第17号 農地改良届による通知について

報告第18号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 宮崎 伸昭 胡本 尚子 小田 充彦

7. 農林水産課職員

職員 高橋 知佐子

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は16名、欠席委員は3名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は17番・八津川和司、18番・檜原生夫委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。</p>
議 長	議事に入る前に、議案資料について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>今回の総会から、農地法第3条、4条、5条と非農地証明の申請については、尾道市内図に該当の申請地を示した位置図を作成しましたので、審議の参考にしてください。</p> <p>また、太陽光発電設備について、設備認定の方法や売電価格の推移についての概要を配布しております。（概要説明 省略）</p>
議 長	<p>事務局説明について、質疑があれば挙手をしてください。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第17号、30番から37番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号30番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、浦崎町の7筆、現況地目は田が1筆、畑が6筆、面積は合計5,684㎡です。</p> <p>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。</p> <p>譲受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の譲受面積が5,684㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費用に米・野菜類を作付けする予定となっています。また、許可後は、当該農地と一緒に住宅も取得し、浦崎町に転入する予定であると聞いております。</p> <p>この申請については、3月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号31番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、向島町の1筆、現況地目は畑、面積は550㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は1,960.22㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、3月8日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号32番、権利の種類は解除条件付き貸借、期間4年間の賃貸借権の設定です。</p> <p>申請地は、向島町岩子島の2筆、現況地目は畑、面積は合計166㎡です。</p> <p>貸借理由は高齢による経営縮小、借受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>営農計画書には、出荷目的で野菜類を耕作することとなっています。</p> <p>借受人の経営面積は22,416㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>また、農地法第3条第3項各号の要件を満たすため、許可要件を満たすと考えます。</p>

申請番号33番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は、向島町岩子島の3筆、現況地目は畑、面積は合計1,133㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は262㎡で、申請地と合わせると1,395㎡となり、下限面積の1,000㎡を充たします。
申請番号32番・33番の申請については、3月8日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号34番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、因島田熊町の4筆、現況地目は畑、面積は合計302㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は746㎡で、申請地と合わせると1,048㎡となり、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、3月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号35番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、因島原町の8筆、現況地目は畑、面積は合計1,260㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は1,632㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。
この申請については、3月10日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号36番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町御寺の1筆、現況地目は畑、面積は632㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は16,139.47㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。

申請番号37番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町宮原の1筆、現況地目は畑、面積は176㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は4,332.45㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。
譲受人の住所は〇〇市ですが、実家が瀬戸田町宮原にあり、月のうち約半分は実家に帰って、所有する農地を管理されているとのことです。
申請番号36番・37番の申請については、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号30番から37番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号30番から37番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案18号、4番から5番を議案書をもとに説明)

申請番号4番、所在は、向島町の4筆、現況地目は畑及び宅地、農振農用地区域外、合計432㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で太陽光パネル38枚、発電量15.8kw、が計画されています。

申請人は、申請地の隣接に居住しており、自己所有農地を転用して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、3月8日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で申請代理人立ち合いのもと、現地調査を行いました。

申請地は住宅に隣接し、反射光等周辺環境への影響が懸念されることから、近隣住人に対し事業内容の説明を十分に行うこと、また、既存水路までの排水計画について指導を行いました。

後日、申請代理人より、近隣住人への事業説明完了の報告及び排水計画図面が提出されたことから、転用について問題ないものと確認しております。

申請番号5番、所在は、瀬戸田町鹿田原の4筆、現況地目は畑、農振地域外及び農振農用地区域外にある農地で、合計2,514㎡のうち0.44㎡の一時転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内のものと、瀬戸田支所からおおむね300m程度に位置するものであり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は、営農型太陽光発電設備の一時転用で太陽光パネル189枚、発電量49.1kwの設備が2箇所設置されています。

本件は平成30年4月19日付けで許可を受けた、一時転用の更新にあたり、引き続き3年間の一時転用を行いたいというものです。

転用面積の0.44㎡は、太陽光発電設備の支柱(252本)の合計面積です。

パネル下部では、柑橘を栽培しており、継続して営農を行うものです。

営農型太陽光発電については、毎年2月に、書面にてパネル下部の営農状況の報告を義務付けており、営農状況が思わしくない場合は、更新が認められないこととなっております。

この申請について、3月10日、片山委員、植原推進委員と事務局職員が申請人立ち合いのもと現地調査を行いました。

申請地は、パネル下部において石地みかんを苗から栽培しています。肥培管理を実施していることは見てとれますが、育成状況及び収穫状況は芳しくないのが現状です。

申請者によれば、肥培管理は継続しているものの、寒波の影響も受けたため育成が思わしくない、とのことでありました。

申請者に対しては、引き続き、肥培管理、予防作業等の営農指導を行ってまいります。

今回の更新申請については、申請者の営農努力の意思を確認し、経過をさらに観察する必要があることから、更新の許可が妥当であると判断したものであります。

なお、本件は、営農型太陽光発電設備による一時転用の更新案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番から5番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、申請番号5番につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長 次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第19号、37番から44番までを議案書をもとに説明)

申請番号37番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、御調町丸門田の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、726㎡の転用事案です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。
(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます。)
転用目的は、駐車場用地で、駐車場8区画が計画されています。
借受人は、御調町内に本店を置く、加工業を営む法人です。駐車場が不足していることから、申請地を借り受けて、事業用車両や従業員用の駐車場として使用したいというものです。
この申請については、3月9日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で、現地調査を行ったところ、既にバラスが敷かれた状況であり、農地以外の利用状況となっていたため、調査直後、申請代理人に対して顛末書を提出するよう指導いたしました。
後日、申請代理人に確認したところ、本年1月頃に転用済であったとの報告があり、また、顛末書の提出があったことから、転用についてはやむを得ないものと考えます。

申請番号38番、申請内容は、賃貸借による権利の設定です。
所在は、向島町の1筆の一部、現況地目は雑種地、農振農用地区域外、581㎡のうち60㎡の転用事案です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光発電システムの一部です。
借受人は、福山市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。
本件は、令和2年6月22日付けで許可を受けて、すでに太陽光発電設備を設置しているものですが、設備設置の際、地元住民から、車両の出入りが困難になるとの意見により、予定より3メートル程、後方にずらして設置したところ、本申請地に越境してしまったため、越境した一部を借り受けたいというものです。
なお、本件は本年1月に転用済であり、申請に際しては顛末書が添付されております。
この申請については、3月8日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で、申請代理人立ち合いのもと、現地調査を行い、転用についてはやむを得ないものと考えます。

申請番号39番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、向島町の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、1,016㎡の転用計画です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、駐車場用地で、駐車場10区画及び仮設青果販売所が計画されています。
譲受人は、申請地の隣接地に本店を置く、青果販売を営む法人です。駐車場が不足していることから、申請地を買い受けて、来局用の駐車場及び仮設の青果販売所として利用したいというものです。
この申請については、3月8日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号40番・41番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。
申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島三庄町の全2筆、現況地目は畑、農振地域外、合計217㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、宅地拡張で、家庭菜園が計画されています。
譲受人は、この度、宅地とともに一体利用する申請地を買い受けて、家庭菜園として利用したいというものです。
この申請については、3月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号42番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。
所在は、因島外浦町の2筆、現況地目は畑、農振地域外、合計268㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積71.22㎡、駐車場1区画、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、現在借家住まいですが、この度、父名義の申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。
なお、本申請地は、新たな宅地造成に伴い、災害防止のために必要な規制を要する区域に指定されていることにより、宅地造成等規制法に基づく、宅地造成許可の見込みです。
この申請については、3月9日、檜原委員、松浦推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号43番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町福田の1筆、現況地目は畑、農振地域外、333㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、宅地拡張で、庭敷及び駐車場1区画が計画されています。
譲受人は、この度、宅地とともに一体利用する申請地を買い受けて、庭敷や駐車場として利用したいというものです。
この申請については、3月10日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号44番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、瀬戸田町垂水の1筆、現況地目は畑、農用地区域内、560㎡の転用計画です。
現在は、農用地区域内農地ですが、農用地区域の除外申請を行っており、除外が見込まれております。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、昭和42年に広島県主体で、土地改良事業を施行した農地であり、農地区分は、第1種農地と考えられます。
転用目的は、農家住宅用地で、住宅1棟、建築面積99.37㎡、駐車場5区画、合併浄化槽が計画されています。
借受人は、現在、貸渡人とともに農業を営んでいます。
借受人は現在借家住まいですが、この度、義理の父から申請地を借り受けて、住宅や農業用倉庫の建築及び作業用のトラック置き場として利用したいというものです。
本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅そのた申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。
この申請については、3月10日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。
なお、本件は、第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号37番から44番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また、申請番号44番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構（広島県農業会議）への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長

次に、議案第20号「非農地正明申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第20号、非農地証明申請について、ご説明いたします。
(議案第20号、6番から9番を議案書をもとに説明)

申請番号6番は、木ノ庄町木門田の1筆、現況地目は宅地、面積は、6.61㎡です。
利用状況は、隣接宅地と一体で、昭和31年頃から倉庫や住宅敷地として利用されているものです。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、3月8日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

申請番号7番は、原田町梶山田の1筆、現況地目は原野、面積は、224㎡です。

利用状況は、平成13年以降、山間棚でもあり、耕作を放棄し、原野化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、3月8日、金藤委員、浅野進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野と判定されました。

申請番号8番は、高須町の1筆、現況地目は公衆用道路、面積は、6.61㎡です。

利用状況は、昭和53年頃、道路拡幅工事が行われており、現地は公衆用道路として利用されているものです。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、3月5日、大西委員、杉谷進委員と事務局職員で現地調査を行い、公衆用道路と判定されました。

申請番号9番は、浦崎町の1筆、現況地目はため池、面積は、29㎡です。

利用状況は、昭和56年以前から隣接するため池と一体で利用されているものです。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、3月5日、高橋委員、檀上進委員と事務局職員で現地調査を行い、ため池と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番から5番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」（農地中間管理機構分）を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第21号、農業経営基盤強化促進法第18条の1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

(議案第21号、179番から182番を議案書をもとに説明)

申請番号179番、土地の所在は、御調町丸門田字福原、地目は、現況は畑、登記は田、面積は773㎡、他1筆で、合計面積は1,225㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日から令和13年12月31日です。

申請番号180番、土地の所在は、御調町丸門田字原田、地目は、現況は畑、登記は田、面積は1,061㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日から令和13年12月31日です。

申請番号181番、土地の所在は、御調町丸門田字助実、地目は、現況は畑、登記は田、面積は608㎡、他2筆で、合計面積は1,018㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日から令和13年12月31日です。

申請番号182番、土地の所在は、御調町津蟹字深田、地目は、現況登記ともに田、面積は2,810㎡、他1筆で、合計面積は4,112㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は水稻、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

なお、これらの農地について、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項2で審議させていただきます。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号179番から182番までは原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議 長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産
課職員

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）について、貴会の意見を求めます。

それでは、農用地利用配分計画の資料をご覧ください。

（議案書資料をもとに説明）

今回は３件１０筆の農用地利用配分計画（案）について意見を求めます。

申請の１件目、因島中庄町油屋新開チ印の２筆、合計１，７７８㎡についてです。

この農地については、平成３０年４月の総会において集積計画が承認され、農地中間管理機構を介して認定農業者が借り受けておりました。しかし、令和元年５月に借受者と機構の貸借が合意解約され、以後機構が中間管理権を持ち、管理をしていました。この度、当該地区の認定農業者の方が借り受けの意向を示されたため、今回意見を求めるものです。農地中間管理機構から転貸後は、認定農業者の野菜の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和１０年１２月３１日までです。

次に申請の２件目、御調町丸門田の６筆、合計３，３０４㎡についてです。

本日の総会で集積計画が審議されたものです。

農地中間管理機構から転貸後は、認定農業者の野菜の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和１３年１２月３１日までです。

次に申請の３件目、御調町津蟹字深田の２筆、合計４，１１２㎡についてです。

本日の総会で集積計画が審議されたものです。

農地中間管理機構から転貸後は、法人の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和１２年１２月３１日までです。

以上３件について、本日の農業委員会での審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農地利用配分計画（案）については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

議 長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（３）「尾道市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 令和3年2月25日付けで尾道市農地利用最適化推進委員「浅野訓」様より令和3年3月31日をもって辞任したいとの辞任願が提出されました。
ついては、「農業委員会等に関する法律」第23条の規定により農業委員会の同意を求め
るものです。

議長 ただいま、説明が終わりました。
本日は、浅野推進委員も出席しておりますので、説明等があればお願いします。

浅野
推進委員 [浅野推進委員 説明]

議長 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙
手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
それでは、令和3年3月31日をもって、浅野推進委員の辞任について同意することに賛
成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、浅野推進委員の辞任について同意することに、決しました。

なお、辞任により、第2地区の推進委員は1名欠員が発生しますが、今後の予定について
事務局から、説明を求めます。

事務局 浅野推進委員辞任後の対応(案)について、説明いたします。
推進委員の任期は、令和5年7月19日までですので、約2年半の任期が残っておりま
す。

欠員とするには、期間が長いので、追加募集をすることが適当であると考えます。
募集の流れですが、これから資料に配布しますので、こちらをご覧ください。
資料に沿って説明します。

令和3年4月に、尾道市農地最適化推進委員選定委員会の選任します。
広報おのみち5月号及び尾道市ホームページにて推進委員の募集を行います。
期間は令和3年5月6日～令和3年5月31日までで、約1か月を見込んでいます。
募集地区は、第2地区で、募集人員は1人です。

令和3年6月1日に、尾道市ホームページ上にて候補者の発表を行います。

6月上旬に 選定委員会を開催し、中旬に候補者の決定を行います。

6月28日の6月総会にて推進委員の承認をいただき、7月26日の7月総会にて推進委
員の委嘱辞令を行います。

任期は、令和3年7月26日から令和5年7月19日までとなります。

以上が、追加募集の流れになります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、事務局方針のとおり、第2地区の推進委員の欠員募集を行うこと
とします。

議長 次に、報告事項に入ります。
報告第11号から第18号までを一括して審査を行います。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議 長	次に、その他に入ります。 まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。
各委員	(活動状況報告：省略)
議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。